

## 新潟県条例第31号

新潟県特別会計条例の一部を改正する条例

新潟県特別会計条例（昭和41年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> <u>新潟県用地先行取得事業特別会計</u> <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略)

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 新潟県用地先行取得事業特別会計の令和5年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。